

平成24年度 事務事業評価シート

※平成23年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	食品・水質・感染症等検査					…継続…					
コード	43	-	23	-	01	-	00	予算事業名	食品・水質・感染症等検査		
担当部署	保健医療部		衛生検査課		検査担当		予算事業コード	会計 10	款 04	項 01	目 05

1. 事業の位置付けと関連計画等

第三次川越市総合計画後期基本計画における位置付け 位置付けなしの場合 **無** 法令による実施義務 **義務**

基本目標(章)		根拠となる法令、条例等	食品衛生法・水道法・埼玉県自家用水道条例・飲用井戸等衛生対策要領(厚労省通知)・埼玉県公衆浴場法施行条例・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
方向性(節)		個別計画等の名称	なし
施策			
細施策			

2. 事業の目的と概要

事業の目的 (誰・何を対象に、何のために実施するのか)	食品、飲用水、プール水、血液、便等の検体を対象とした検査をすることで、食品・環境衛生課及び保健予防課の依頼に基づく衛生検査の実施を通じて、川越市における公衆衛生の確保に係る両課の事業を支援する。
事業の概要 (活動内容、実施手段・方法など)	平成16年度から毎年度、食品・環境衛生課及び保健予防課の依頼を受けて、理化学的・細菌学的手法及び分析機器を用いた食品衛生検査(収去及び買上げ検査、食中毒検査等)、水質検査(飲用水、プール水、浴槽水等)、感染症検査(結核、性感染症等)を実施する。

3. 実施にかかるコストと実績

(単位:千円)

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		27,853	25,830	27,210	25,414	27,104	
事業費	A	24,907	24,602	25,022	24,504	27,104	30,809
	B	27,894	35,890	34,224	32,335	38,850	38,850
総コスト(C=A+B)		52,801	60,492	59,246	56,839	65,954	69,659
正規職員(1年間の従事人数)		3.68人	4.85人	4.61人	4.30人	5.25人	5.25人
臨時職員(1年間の従事人数)		0.72人	0.00人	0.12人	0.56人	0.00人	0.00人
国県支出金	D	0	0	0	0	0	0
その他特定財源	E	0	0	0	0	0	0
市の財政負担(=C-D-E)		52,801	60,492	59,246	56,839	65,954	69,659

※24年度、25年度の事業費、人件費は見込額
※臨時職員の給与も、人件費に含みます。

4. 成果指標・活動指標による分析

活動	中心指標	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	指標の定義
成果	検査実施件数	件	1,892	1,882	1,710	1,902	食品、飲用水、プール水、血液、便等の1年間の検査実施件数
活動	延べ検査項目数	件	9,650	9,237	8,366	9,338	検査実施件数に検体ごとの検査項目を加味した数
中心指標の考え方	食中毒、水質及び感染症検査は依頼件数を予測できないため、本事業は活動指標を中心に評価する。						
指標に基づく評価	食品衛生検査のうち、収去及び買上げ検査は食品衛生監視指導計画に基づいて件数が決められており、毎年ほぼ一定の数で推移している。その他の検査は、検体の持込み数や食中毒事件発生状況により変動するため、検査実施件数、延べ検査項目数は年度により増減がみられる。						

5. 事業の実施を通じた分析・評価

(1) 現在の課題と状況	効率性に課題
本事業は保健所設置市の義務的業務であり、全てを民間委託することは困難であるが、今後、検査実施件数が少なく緊急性を求められない検査項目を中心に一部の検査について民間委託を検討する必要がある。現状では高額な検査機器の更新時期が近づいており、このような機器を主に使用する当該検査を選別することは喫緊の課題である。	
(2) 比較参考値(他市での類似事業の例など)	近隣中核市においても義務的業務であるために同様の事業を行っている。検査項目、内容については、各自治体による差が大きく、残留農薬や重金属等の精密分析を全く行っていないところ(柏市、船橋市)から、本市よりも多くの職員を配置し、高額機器を導入、更新して多項目の分析を行っているところ(横須賀市、長野市)までさまざまである。
(3) 事業を廃止・縮小したときの影響	保健所設置市に対しては法令により食品衛生検査施設と職員の配置が義務付けられており、本事業を廃止することはできない。一部検査の民間委託による事業の縮小が考えられるが、過度な事業規模の縮小によって食中毒事件等の緊急性を要する検査への対応、検査員の技術的水準の維持が困難となる。
(4) 所属長自己評価(今後の方向性)	改善(見直し)
本事業は平成16年4月から実施している衛生検査課の基幹的業務であり、平成24年度で9年目を迎えた。その間、結核QFT検査やレジオネラ検査など感染症検査を拡充してきた。平成25年度からはノロウイルス検査を導入するべく検討を進めている。一方、高額分析機器の経年劣化による更新時期にあたり、緊急を要しない検査については費用対効果も考慮の上、一部外部委託等を検討する。その上で食中毒・感染症検査を強化していくことも必要と考える。	